

令和3年6月天栄村議会定例会会議録目次

第1号（6月8日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
例月出納検査の結果	4
陳情の付託	4
村長行政報告	4
一般質問	11
大浦 トキ子 君	11
熊田 喜八 君	17
散会の宣告	33

第2号（6月10日）

議事日程	35
本日の会議に付した事件	35
出席議員	35
欠席議員	36
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	36
職務のため出席した者の職氏名	36
開議の宣告	37
議事日程の報告	37
報告第1号の上程、説明、質疑	37
報告第2号の上程、説明、質疑	39

報告第 3 号の上程、説明、質疑	4 0
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 1
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 2
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 6
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 8
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 1
陳情審査報告	5 3
各委員会閉会中の継続審査申出	5 5
日程の追加	5 7
発議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 7
発議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 9
発議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 0
招集者あいさつ	6 2
閉会の宣告	6 3

6 月 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和3年6月天栄村議会定例会

議事日程（第1号）

令和3年6月8日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 例月出納検査の結果
- 日程第 5 陳情の付託
- 日程第 6 村長行政報告
- 日程第 7 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克彦 君
5番	廣 瀬	和 吉 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	大須賀	溪 仁 君	10番	服 部	晃 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	揚 妻	浩 之 君
教 育 長	久 保	直 紀 君	参 事 兼 総務課長	内 山	晴 路 君
企 画 政 策 課 長	熊 田	典 子 君	税 務 課 長	塚 目	弘 昭 君

参事兼
住民福祉課長 小山 富美夫 君 産業課長 黒澤 伸一 君
建設課長 櫻井 幸治 君 湯所本長 星 裕治 君
教育課長 関根 文則 君

職務のため出席した者の職氏名

議事會
事務局長 北 畠 さつき 書記 石井 大 輔
書記 森 歩

◎開会の宣告

○議長（服部 晃君） おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、令和3年6月天栄村議会定例会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和3年6月天栄村議会定例会は成立いたしました。

ただいまから、令和3年6月天栄村議会定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（服部 晃君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

6番 揚 妻 一 男 君

7番 渡 部 勉 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（服部 晃君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、小山克彦君。

[議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇]

○議会運営委員会委員長（小山克彦君） おはようございます。

会期の報告を申し上げます。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る6月1日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、令和3年6月天栄村議会定例会の会期について審議をいたしました結果、本定例会の会期は6月8日より11日までの4日間と決定を見ましたので、議長よりお諮りを願います。

議会運営委員会委員長、小山克彦。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、小山克彦君からの報告がありましたとおり、本日より6月11日までの4日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月11日までの4日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（服部 晃君） 日程第3、諸般の報告について。

閉会中の議会庶務報告については、皆様のお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎例月出納検査の結果

○議長（服部 晃君） 日程第4、例月出納検査の結果について。

これらについても、皆様のお手元に配付しておきました報告書のとおりでございますので、ご了承願います。

◎陳情の付託

○議長（服部 晃君） 日程第5、陳情の付託について。

本日までに受理した陳情は2件で、皆さんのお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

なお、これらの件につきましては、所管の総務常任委員会に付託しましたので、ご報告申し上げます。

◎村長行政報告

○議長（服部 晃君） 日程第6、村長行政報告。

村長より令和3年6月定例会における行政報告の申出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

本日ここに、令和3年6月天栄村議会定例会が招集となりましたところ、議員の皆様方には、公私ともにお忙しい中、ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましては、報告3件、議案5件を提案し、ご審議いただくわけですが、議案の説明に先立ち、3月定例会以降の行政運営の状況につきましてご報告申し上げます。

初めに、新型コロナウイルスについてであります。昨年から続いている新型コロナウイルス感染症は、全国で感染力の強い変異株による急速な広がりを見せており、4月に4都府県を対象に発令された緊急事態宣言は、5月に対象地域が10都道府県へと拡大し、期間も6月20日までに延長されるなど、厳しい状況が続いております。

本県においても、5月に入り会津若松市、いわき市を中心に感染者が急増し、これまで最多となる新規感染者が確認されております。

このような状況から、福島県は5月14日に非常事態宣言を発令し、5月15日から31日までの期間、県内全域を対象に、緊急特別対策として不要不急の外出自粛や事業者に対する時短営業などの要請があり、現在、新規感染者は減少傾向となっております。

本村においては、昨日新たな感染者が1名確認されました。感染された方に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い回復をお祈り申し上げます。また、村民の皆様には、感染された方やそのご家族に対する差別的な言動や誹謗中傷などが無いよう、一人一人がお互いを思いやる気持ちを持ち、冷静に行動していただくとともに、マスク着用や手指消毒、小まめな換気など、基本的な感染対策を徹底し、引き続き感染の防止にご協力をお願いいたします。

高齢者へのワクチン接種につきましては、4月下旬に接種の対象となる約2,000名の方々へ接種券を送付するとともに、併せて意向調査を実施し、5月下旬までに集団接種を希望される方々に接種日時等を指定した通知を送付いたしました。

集団接種は、5月26日に高齢化率が高い湯本地区から開始し、現在、湯本診療所での1回目の接種はほぼ終了し、来週から2回目の接種を開始する予定であります。

本庁地区につきましては、湯本地区の接種が終了した後、6月30日から村健康保健センターにおいて開始する予定であり、本村の高齢者接種は7月末までに2回接種が完了できる見通しとなっております。

今後、基礎疾患のある方や64歳以下の一般の方々への接種に向けた準備を進めてまいりま

すが、高齢者と同様に集団接種を基本として、各医療機関との調整や会場準備等、接種体制の構築を図り、住民の皆様が安心してスムーズな接種が実施できるよう万全を期してまいります。

また、昨年に引き続き、村民1人当たり1万円分の商品券を5月11日より各家庭に配付いたしました。コロナ禍における村民の生活支援や村内の経済活性化の一助となるものと考えております。

次に、防災関係につきましては、5月26日に職員の災害対応訓練を実施いたしました。出水期を迎えるにあたり、5月20日から変更された災害時の警戒レベルの適切な運用や、コロナ禍における避難など、災害時に円滑な対応が図られるよう実施したもので、今後も訓練を重ね、的確な災害対応に努めてまいります。

次に、2月に発生した福島県沖地震につきましては、5月末までに準半壊以上となった52世帯全てに対し、災害見舞金の支給が完了いたしました。

また、災害救助法が適用されない県内市町村の被災者支援として新設された県の被災住宅修理支援事業は、5月中旬より受付を開始し、現在11件の申請を審査しております。さらに、判定が半壊以上となった被災住宅等の解体撤去事業費を補正予算に計上しており、本定例会でご審議いただくこととしております。

次に、第2回目の天栄村公共施設のあり方検討委員会を5月13日に開催いたしました。今回の会議は、第1回会議での意見を踏まえ、優先的に検討を要する3施設について協議を行っていただきました。今後、この3施設については7月に、残りの施設については11月をめどに、方針を提言いただくこととなっております。

次に、第5次天栄村総合計画につきましては、今年度が5年間の前期基本計画の最終年度となっており、これまでの本計画の検証と、来年度から5年間の後期基本計画策定を進めるため、現在、庁内検討委員会を設置し、策定作業を進めております。

次に、様々な形で天栄村と関わりを持ち、応援や情報発信をいただいている「関係人口」の方々に、オリジナル手ぬぐいを作成し配付いたしました。今後、この手ぬぐいを通じて交流や絆の構築を図り、村の魅力を発信していただけるよう、関係人口の拡大、活性化に努めてまいります。

次に、継続事業として進めてまいりました「テレワーク環境構築事業」が5月に完了いたしました。これにより、自宅等から役場内の情報にアクセスし、業務ができることとなりましたので、今後、積極的な利用を進め、新しい勤務形態の定着を図ってまいります。

次に、健康増進事業につきましては、昨年度中止した住民総合健診を、密閉・密集・密接を避けるため、予約制で6月22日より実施することとしております。

次に、児童福祉関係につきましては、3月24日に子宝祝金贈呈式を村健康保健センターに

において開催し、第2子5組、第3子4組のご家庭に祝い金と記念品を贈呈いたしました。今年度からは支給範囲を第1子まで拡充し、村の宝である子どもたちの健やかな成長を支援してまいります。

次に、高齢者福祉関係につきましては、高齢者を対象とした今年度の介護予防事業の参加者を4月に決定いたしました。県内の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急特別対策を踏まえ、5月の事業を一時中止し、自宅のできる簡単な運動や、自分の体調や行動を記録するためのチェック表の記入などで介護予防を図っております。今後も、感染の状況を見ながら介護予防事業を推進し、高齢者が健康で暮らせる村づくりに努めてまいります。

湯本地区においては、4月より週3回、独り暮らし・高齢者世帯を巡回し、安否確認等を実施しております。

次に、税務関係につきましては、4月27日に牧本小学校の6年生を対象に租税教室を開催し、税に対する正しい知識と税の使われ方などの普及、啓蒙に努めました。

また、収税業務につきましては、村税等特別滞納整理対策本部を設置し、4月から5月末の出納閉鎖期間にかけて、全職員体制で滞納者宅への臨戸訪問や電話催告等による滞納整理の推進に努めております。今年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う住民、企業等の収入減が昨年度に増して懸念されていることから、納付が困難と見込まれる納税者に対する納税相談を早めに行うなど、新たな未納の発生防止にも努めてまいります。

次に、国土調査につきましては、昨年度、一筆地調査が終了した牧本第27地区の梨ノ木平ほか6字の地積測量と所有者による閲覧、さらには、牧本第28地区の児渡森ほか13字の一筆地調査の実施に向けた準備を進めております。

次に、令和3年産米の生産調整の状況につきましては、令和3年産主食用米の作付動向は前年より減少する見込みとなっておりますが、需給安定のための目標には至っておらず、また、新型コロナウイルス感染症の拡大による不要不急の外出自粛などに伴い、米の需要減少による米価のさらなる下落が懸念されております。

村といたしましては、このような情勢を踏まえ、米価維持と農家の農業経営の安定化を図るため、関係機関、団体と連携し、飼料用米の取組を推進するとともに、減収補填対策としてナラシ対策や収入保険制度への加入を推進してまいります。

次に、てんえいふるさと公園につきましては、建設を予定している生産物直売施設の検討を行うため、3月30日に第1回目の「天栄村農林水産物直売施設整備検討委員会」を開催し、委員及びアドバイザーを委嘱するとともに、5月24日に第2回目を開催し、魅力ある道の駅施設の設置に向けた検討を重ねており、7月をめどに検討委員会での意見を取りまとめ、設計を進めることとしております。

次に、農産物のブランド化推進事業につきましては、村内の安全・安心な農作物、地域資

源を活用した地域経済の活性化を図るため、村内の酒造店と連携し、「天栄米ゆうだい21」を使用した新たな日本酒の開発に取り組み、5月より村内の道の駅での販売を開始し、消費者に好評を得ております。

次に、商工観光につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、昨年12月から今年2月にかけて、1か月当たりの売上げが前年同月比で2割以上減少した村内事業者を対象に、一律15万円の支援金を給付いたしました。

また、影響が大きい宿泊事業者への支援として、昨年好評であった「泊まってエールキャンペーン」を、今年も4月から5月にかけて行い、各施設で感染拡大防止対策を徹底した上で実施いたしました。

さらには、大型連休前及び県の非常事態宣言の期間において、村内飲食店における感染拡大防止を図ることを目的に、県や村商工会と連携して巡回指導を実施し、営業時間の短縮や感染防止対策の徹底を要請いたしました。

次に、企業誘致につきましては、ハイテク大山工業団地内で操業している株式会社コンビボックスと、5月31日に新たに約2,000平方メートルの分譲契約を締結いたしました。今後、工場等の建設による新たな雇用の創出を期待しております。

次に、2月に発生した福島県沖地震による災害復旧につきましては、住民生活や農業生産活動に支障が生じないように工事を進めております。また、4月に国の災害査定を受けた村道沖内久来石線については、現在、工事発注に向け準備を進めております。

次に、除染事業に伴う仮置場につきましては、上松本、小川地区の原状回復工事の入札を5月31日に実施いたしました。このうち、小川区仮置場原状回復工事の契約について、地方自治法などの規定により本定例会でご審議いただくこととしております。

次に、昨年度より実施しております村管理河川の緊急浚渫推進事業につきましては、5月に二俣川、河内川、細野川、竜田川の浚渫測量設計業務に着手いたしました。

次に、社会資本整備総合交付金事業につきましては、繰越事業の黒沢2号橋橋梁補修工事及び児渡滝田線道路改良工事が5月に完了いたしました。今年度事業につきましては、道路改良、舗装及び橋梁補修事業を進めることとしております。

次に、上水道事業につきましては、石綿セメント管更新事業である高トヤ地内配水管布設替工事の実施に向けた準備を進めております。

次に、学校教育関係につきましては、令和3年度入学式を4月6日に規模を縮小して開催し、小学校4校に計29名、天栄中学校に44名の新1年生が入学いたしました。また、4月12日には天栄幼稚園の入園式を開催し、27名の新入園児が入園いたしました。

今年度におきましても、「たいお・う・し・て・マス・か」をスローガンに掲げ、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、教育活動を開始いたしました。

次に、昨年度末から整備を進めておりましたGIGAスクール構想に伴う児童・生徒1人1台のタブレット整備につきましては、4月中旬に各学校への納入が完了し、それぞれ使用を開始いたしました。現在は、オンライン授業やタブレット学習が実施できるよう、児童・生徒及び教職員への研修を実施しており、非常事態における学びを保障できるよう努めてまいります。

また、4月13日に村教育方針説明会をオンライン会議により開催し、今年度の基本理念「村はひとつ 学校はひとつ 願いはひとつ 地域コミュニティを核とした天栄だからできる少人数教育」における、学校・家庭・地域との連携による取組を推進する重点施策について説明を行いました。各学校から全教職員がリモートで参加し、教育行政の目標について共通理解を図りました。

また、5月19日に、つなぐ教育推進会議を開催し、今年度から実施する「小中英語パートナーシップ事業」の理解を深めました。

この事業は、これまでの本村の英語教育への取組が高く評価され、県中管内において本村が県の指定を受けたものであります。

事業の期間は3年間で、小・中学校のつながりをより強くし、子どもたちの特に英語を話す力、書く力を高め、英語で発信する力を育てていくことを目標とし、本村での実践内容を県中管内の小・中学校の先生方に見ていただく機会を設け、成果を発表する予定であります。小・中学校の事業ではありますが、幼稚園も加え、一丸となって本事業に取り組んでまいります。

次に、子どもたちの活躍につきましては、5月12日に中体連岩瀬支部陸上競技大会が開催され、天栄中学校において女子の共通800メートル、2・3年1,500メートル、共通4掛ける100メートルリレーの3種目において見事優勝し、県大会出場権を獲得したほか、その他の種目においても数多く入賞するなど、すばらしい成績を収めております。

また、5月15日に広戸、大里、牧本の各小学校で運動会が開催されました。新型コロナウイルス感染症に伴う緊急特別対策期間中の開催となったため、規模を縮小しての開催となりましたが、子どもたちは制限を受ける活動の中で練習を重ね、その成果を存分に発揮し、保護者へ披露することができたことと思います。

次に、生涯学習関係につきましては、東京2020オリンピック聖火リレーが3月25日にJヴィレッジをスタートし、3月27日に須賀川市内を走る第1走者に天栄村ゆかりのランナーとして常松桜さんが参加いたしました。常松さんは笑顔を絶やさず、見ている人が幸せな気持ちになれるようにとの思いを込めて走り、沿道からのたくさんの声援を受け、次の走者に聖火をつなぎました。

各社会教育施設及び体育施設につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策とし

て、5月15日から5月末まで施設の利用自粛を各団体へお願いしていたところであり、県の非常事態宣言の解除に伴い、今日1日をもって利用を再開いたしました。今後とも国、県の状況を注視しながら対応してまいります。

また、放課後子ども教室につきましては、大里小学校で35名、牧本小学校で39名、湯本小学校で4名、計78名、放課後児童クラブにつきましては、広戸小学校で72名の児童が、放課後の安全な居場所として活用しております。各教室とも3密を避け、感染予防対策を取りながら、帰宅しても保護者がいない家庭を中心に受入れを実施しております。

次に、今年度で5年目となる地域学校協働活動事業につきましては、地域による学校の支援から、地域と学校の連携、協働へと発展させることを目指し、コミュニティースクールの充実を図ってまいります。

この事業の一環として、小・中学生や大人、幼児と親を対象にした英会話教室を6月から開始いたしました。また、高齢者を対象とした寿大学や、幅広い年齢を対象にした手芸教室などの各種講座、教室も順次開講していくこととしており、感染防止対策を講じながら生涯学習の推進に努めてまいります。

次に、湯本公民館事業につきましては、「湯本地区元気いっぱい花いっぱいプロジェクト」として、湯本管内の各世帯にヒマワリの種を配布し、地区の活性化や景観の向上に努めております。また、ヨガ、バドミントン、卓球、サッカー教室を開催し、健康維持や体力アップを図るとともに、つるし飾り教室、湯本いきいきまなび大学などを開講し、高齢者の憩いの場の提供と心身の健康増進に努めております。

続きまして、本定例会に提案いたしました報告3件、議案5件の大要についてご説明申し上げます。

報告第1号 令和2年度天栄村一般会計繰越明許費繰越しの報告から、報告第3号 令和2年度天栄村農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越しの報告につきましては、いずれも繰越額が確定いたしましたので報告するものであります。

議案第1号 天栄村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の改正により、児童の定義が見直されたことから、同様に改正を行うものであります。

議案第2号 天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、道路法施行令の改正により、道路占用料の額が見直されたことから、同様に改正を行うものであります。

議案第3号 工事請負契約の締結につきましては、小川区仮置場原状回復工事の工事請負契約について、地方自治法などの規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第4号 令和3年度天栄村一般会計補正予算につきましては、福島県沖地震に係る被

災害屋等の解体撤去事業費、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金事業費、高齢者に対する新型コロナワクチン接種の前倒しに係る体制確保事業補助金の増などにより、歳入歳出それぞれ9,346万9,000円を追加し、予算総額を45億9,846万9,000円とするものであります。

議案第5号 令和3年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算につきましては、ハイテク大山工業団地の新たな分譲に伴う地質調査委託料、進入路設置工事請負費の増などにより、歳入歳出それぞれ75万9,000円を追加し、予算総額を3,513万7,000円とするものであります。

以上、行政報告並びに提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

令和3年6月8日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（服部 晃君） これで村長の行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（服部 晃君） 日程第7、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

今定例会における一般質問者は2名です。

質問は、最初に3番、大浦トキ子君、次に8番、熊田喜八君の順序によって行います。

質問者の質問持ち時間は、1人40分で行います。執行者の方は、事前に一般通告が出されておりますので、答弁については的確にお答え願います。

◇ 大 浦 トキ子 君

○議長（服部 晃君） 初めに、3番、大浦トキ子君の一般質問の発言を許します。

3番、大浦トキ子君。

[3番 大浦トキ子君質問席登壇]

○3番（大浦トキ子君） 通告に従いまして一般質問を行います。

今年度の国保税について。

消費税10%、また新型コロナウイルス感染対策など、村民の暮らしは大変苦しくなっております。村は積立基金を活用して国保税の引き下げをするべきと思いますが、次の点について伺いたい。

1、令和3年5月31日現在の国保積立基金はいくらか。

2、国保世帯は何世帯あり、また国保税を1世帯当たり1万円引き下げた場合の金額はい

くらか。

3、この金額を基金で充当した場合、基金残高はいくらになるか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

1点目の令和3年5月31日現在における国民健康保険基金の金額は、1億1,742万1,304円
であります。

2点目の国保世帯数は、令和3年5月末日現在で785世帯であります。また、国保税額を
1世帯当たり1万円引き下げた場合の金額は785万円となります。

3点目の充当した場合の基金残高は1億957万1,304円となります。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 令和元年と令和2年の繰越基金はいくらになりますか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

令和元年度と令和2年度の繰越額はいくらかというご質問でございますが、令和元年度に
おきましては、約4,575万円でございます。また、令和2年度におきましては、まだ決算が
確定しておりませんが、約5,400万円の繰越額となる見込みでございます。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 今、新型コロナウイルス対策として事業の縮小がされる中、村民の
収入は減り、生活は苦しくなっております。このようなときこそ、繰越金を活用して国保税
を引き下げるべきと思いますが、どのように考えておりますか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

今ほど、繰越金を使って引き下げを検討したらどうかというご質問でございますが、国保
税に関しましては、国保運営協議会を開催いたしまして、その国保税に関しましての按分率
等につきましてご審議をいただいているところでございます。その中で、会議等で所得の状
況、繰越しの予定額、そういった基金の状況等を勘案しまして、そういったものを説明をさ
せていただきまして、その結果、令和3年度はその結果で税額を決めているところでござい
ます。したがって、そういったご審議をいただきながら私ども税率を決めているという
ところでございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 国保税を1世帯当たり1万円引き下げた場合は、金額が約785万ですね。ということですが、繰越金がですね、令和2年も5,400万ですね、約ね。あります。

1世帯1万引き下げた場合は785万のお金で済むということでもありますので、ぜひとも引き下げしてほしいと思いますが、どのように考えておられますか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

この国保税の引き下げはどうかと、検討すべきということですが、まず、本年度の国保税を算出する基礎となる支出に、県に納める国民健康保険の事業費の納付金がございます。令和3年度におきましては約1億8,400万円ほどございまして、この納付金を納めるために今年度の税率を決めていく形となっております。その際に令和2年度の所得の状況を勘案するわけですが、その際、試算した際には、昨年度と同率の国保税を賦課しても、約1,800万円ほどは減収となることが予想されております。

よって、令和3年度におきましては、保険税の按分率を変更しなくても、昨年の所得が減少した世帯におきましては、実質課税額は前年度より下がる、少なくなると思われております。

本来、この減収を補填するためには、国保税を増額して対処することが基本でございますが、現在の社会情勢や経済状況を考慮しますと、増税というものはやはり難しいというふうにご考えておりますので、その税収分を令和2年度の繰越金等で充当してまいりたいというふうにご考えているところでございます。

しかし、昨年の所得の減による保険税の納付が厳しくなり、予想よりも歳入が減となった場合には、やはり基金からの繰入れも視野に入れなければならないというふうにご考えているところでございますので、ご理解を願いたいと思っております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうすると、今年度の税はどのようになっているのですか。引き下げじゃなくて据え置きとかあると思うんですが、昨年度は据え置きということだったんですが、それはまだ分からないでしょうか。

○議長（服部 晃君） 税務課長、塚目弘昭君。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

本年度の税率につきましても、昨年と同様の税率、金額で決定してございます。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） それでですね、来年令和4年度においてはぜひですね、今、村民の

暮らしも大変収入減になりまして、生活も大変で、多分税金も国保税も納められない方がたくさんおられると思いますが、やはりこういうときだからこそ、来年度においてはぜひ国保税の引き下げを検討していただきたいと思います。

これで1番目の質問は終わります。

2番目に入ります。

2、横断歩道の設置について。

このことについては、令和2年12月定例会において質問したところでありましたが、次の点について伺いたい。

1、県道下松本鏡石停車場線と県道郡山矢吹線の交差点への横断歩道設置について、須賀川警察署への要望は年何回ぐらいしているのか。

2、村内の信号機が8か所ある中で、ほかの7か所では信号機と横断歩道の工事は同時に行っているのか伺いたい。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

1点目の須賀川警察署への要望につきましては、平成29年からこれまで6回実施しております。

2点目につきましては、信号機と横断歩道の工事が同時に行われた箇所が3か所、既に横断歩道があったところに後から信号機が設置された箇所が4か所であります。

村といたしましては、通行者の安全確保を図るため、今後も横断歩道の設置を要望してまいる考えであります。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 12月の定例会においても、村長さんも何回も警察署とか足を運んでこられたという話でありましたが、私もセブンイレブンにはちょくちょく買物に行きますが、年配の方、あと小学生、自転車などで買物に行く姿が見受けられます。

それで、前に春日山の区長を何年かやってこられた方なんですけど、もう名前も出していいなんていうことで、名前は申し上げませんが、ぜひ、自分も区長時代に警察署に行って、何回も横断歩道を設置してほしいと、こういう話をしたんだけど、なかなかその改良工事がまだできていないのでちょっと無理ですということです。その後、拡幅工事もできましたが見通しもよくなりましたから、やはりぜひ、このとき議会でも早急にしていただきたいということを要望されました。

そういうことですね、いつぐらいできる拡幅工事という、もう終わりましたけれども、私もセブンに行くとき、歩いて行ったときに、その信号機があって、あの脇にこう防波堤

というか、ありますよね。柵がこうありますね、信号機のすぐ近くに。そこも、待機場所はあれで十分あそこから、横断歩道つくれば大丈夫だと思うんですが、何回か私も立っていたんですが、あれでも危険だということになれば、その上が拡幅工事が終わって大分広がっているんですよね。居場所ね。だから横断歩道というのはやっぱり、あれは本当危ないですね。ないと。

結構、1週間ぐらい前に、あそこを自転車で押していった80くらいかなと思うんですが、おばあちゃんがいて、信号機がないから、どのようにしてあれしようかななんて、もう大変苦労されている姿を拝見しましたので、やはりそういうことからして、これは早くやっていただかないと、これ、また事故が起こりますと大変なことになりますから、事故が起きてからでは遅いんです。

その件についてはどのように考えておりますか。場所とか、場所、どこに横断歩道、もうちょっとそっこの広いところ、拡幅工事終わったところにするとか、どのように考えておりますか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

先ほどの横断歩道の件でございますが、議員さんおっしゃるように、道路改良からまだ間もないことから、喫緊での対応は困難であるということで回答をいただいております。

こちらにつきましては、須賀川警察署さんのほうにも要望等を行っておりますが、基本的には道路改良と合わせるような形で整備ができないと、今の交差点では複雑な形になってしまいますので、横断歩道の設置が難しいということでございます。このため、その道路改良に合わせた横断歩道の設置ということで、今後要望していきたいと思っておりますが、場所の選定につきましては、その改良に合わせて進めていきたいと考えておりますので、今後協議しながら進めていきたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 道路の改良工事が大幅なお金もかかるということで、そういう答弁もありました。前回の定例会で村長から。ただ、事故が起きてからでは遅いですからね。よくそこら辺、私も一緒についていっていいですよ。一緒に。それで、場所、ここら辺がどうかということで選定して、今ある信号機のすぐ近くも、2、3人ぐらいできますから。普通3人も4人も待機者はおりません。ちょくちょく1人ぐらいでちょっと渡るぐらいですから。

そこはやっぱり、前も大山団地ができてから間もない頃、向こう側に渡ろうとして、牧野床屋さんのところの前なのですが、幼稚園児が渡ろうとしたとたんに車が来て亡くなったとい

う痛ましい事故があるんですね。その後、各改良工事がなあって、道幅も広くなりましたから、そういうことで、やはり人一人亡くなっているんですよ。そこのご家族の方はその後、引越しましたけれども。そういうことで、やはりこの命のことを考えれば、何回でもやっぱり警察署のほうに足を運んでいただいてやっていただきたいなと思っております。

横断歩道、やっぱりそちらに、セブン、いつも行っているところの横断歩道と、あとはセブンに行くところのそちら側に横切る横断歩道と、2か所は必要だと思いますが、セブンのすぐ脇の、スズキオートというんですか、車屋さんがありますね。そこのほうが見通しがいいので、そちらのほうが大丈夫だと思うんですが、どのように考えておりますか。2つ同時にやっぱり横断歩道は作らなければならないとは思いますが、どのように考えておりますか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

横断歩道の場所ということでございますが、歩行者、自転車など、こういった方々の安全のためには、やはり2か所ほど必要なのかなと考えております。ただ、こちらにつきましては、警察署や土木事務所など、関係機関の方々と協議をしながら進めていきたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） しつこいようですけど、事故が起きてからでは何だろう、もっと事故起きないうちにできなかったのかと、やっぱりほかの市町村からも皆さん、天栄村は何やっているんだと、このように言われますからね。横断歩道の設置の場所だって検討すればできるんですから、私もあそこで立っててちょっと拡幅工事で信号機がここから本当何メートルぐらいのところですからね、そこは道広いですよ、場所がね。道路。だからそういうことを、やっぱり命を優先的に考えていただいて、何回でも警察署に足を運んでいただいて、早急に早く設置していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君の一般質問は以上で終了いたします。

ここで暫時休議いたします。

11時5分まで休議いたします。

(午前10時53分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時05分)

◇ 熊 田 喜 八 君

○議長（服部 晃君） 次に、8番、熊田喜八君の一般質問の発言を許します。

8番、熊田喜八君。

〔8番 熊田喜八君質問席登壇〕

○8番（熊田喜八君） では、通告どおり一般質問を2点ほどさせていただきます。

第1点目、新型コロナウイルスワクチン接種の対応について。

県は、6月までに県内の高齢者全員が2回接種できる分より多いワクチンを確保できる見通しとなり、優先接種の対象を拡大する環境が整ったと報道されましたが、村ではワクチンの接種のキャンセルに対し、また今後どのような対策や対応を考えているのか伺いたい。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種への対応につきましては、本村においては、関係機関のご協力により、去る5月26日から、高齢化率の高い湯本地区より、65歳以上の方々を対象とした高齢者接種を開始し、現在、湯本地区の対象者の1回目の接種が終了いたしました。2回目の接種は来週16日から行い、本庁管内につきましては6月30日から実施する予定です。

おただしのワクチン接種のキャンセルへの対応ですが、まずはがきで接種日時をお知らせしており、都合のつかない方は事前に連絡をいただくこととしております。また、防災無線等で当日の接種を呼びかけ、当日のキャンセル防止を図ってまいります。しかし、それでもキャンセルが発生した場合には、あらかじめ作成した接種可能な高齢者名簿及び高齢者施設従事者の名簿に登録してある方に、キャンセルが発生した時点で連絡を取り、接種していただくこととしております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 3月の議会で、新型ウイルスワクチン接種について質問しましたが、村長は、村では2月1日より、天栄村新型コロナウイルスワクチン接種対策プロジェクトチームを立ち上げ、職員や社会福祉協議会の計15名の体制で対応に当たっています、現時点では先行接種である高齢者の方々の接種計画を作成し、村内医療機関との調整を重ね、接種可能な体制を整っておりますということですが、天栄村はよその市町村に比べて、須賀川とか矢吹あたりは集団接種が何ですか、11日ですか、5月の、接種始まっているんですよ。天栄村は、村長さんは3月の議会では、接種可能な体制は整っているとありますが、この天栄村は、湯本が5月26日、そしてこちらの本村のほうが6月30日から始まるということですが、この遅れた理由は何ですか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

今ほど熊田議員のほうから遅れた理由ということでございますが、私どもも鋭意早急な実施というふうに努めてまいりました。ただ、実施の前にでございますが、私どももコールセンターを利用して、コールセンターでの予約というふうに当初考えておりましたが、4月上旬の報道等におきまして、コールセンターの混乱があったということで、私どももそれを受けまして、高齢者の方々からのコールセンターでの予約というのはやはり厳しいというところで、その部分を変更させていただきまして、今現在実施しておりますように、それぞれの高齢者の方々に日時を指定させていただきましてご通知を差し上げるという方法を取らせていただきました。その準備に時間を要しまして、それは大変申し訳ないところでございますが、そういった準備があったということで、現在の日程になったということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） あのね、その遅れた理由は分かりましたけれども、桧枝岐は5月末に村民の80%、高齢者じゃないですよ、80%は終わっているんです。現在は16歳から64歳までの人全員終わっています。あと相馬市では、2月の6月までに高齢者はもう全部終わっている。そして6月1日より16歳から64歳までの接種開始を予定しているんですよ。7月半ばにもう接種完了と言っているんですよ。

この相馬市というのは3万7,000人の人口なんですけれども、なぜ天栄村はこんなに遅れるんですか。その辺の理由を聞かせてください。村長は3月には接種体制は整っていると言ったんですよ。ではワクチンが来なかったのか。天栄村にその分のワクチンが来なかったのか。その理由が分からない、こんなに遅れる。でも須賀川あたりはもう5月11日に接種開始しているんですよ。天栄村はそれから10日以上も、2、3日遅れるというなら分かりますけれども、10日以上も遅れているというのは、どうも私、村長さんの危機管理、どうなっているのか。聞かせてください答弁。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

まずはその体制が整ったというようなことで、プロジェクトチームで接種に向けた体制を整えましたと。これは事務的なものから、そういったところから始まる、その体制を村として整えたというようなことでご報告を申し上げます。

あと、その後もですね、議会の全員協議会の中で、村はこういう流れで進めていきますよ

と、ただし議員ご指摘のように、他の市町村、早いところもあればまた遅いところ、まだ接種していない市町村もございます。なるべくここについては急ぐように、いろいろ体制を整えてまいりましたが、ワクチンが、第1便のワクチンが来たのが4月下旬です。4月の28日が第1便でございます。

〔「何人分来たんですか」の声あり〕

○村長（添田勝幸君） それで975人分。

それから、ワクチンが間違いなく、当時はまだ流動的だったものですから、なかなかその体制が取れなかったと。確実にこの日に来ますというようなことで、ようやくそこから体制をできたところでございます。

ただし、その1回分のワクチンだけではなかなか、次の第2便の話がなかなか実際は連絡が来ていなかったというのが現状でございます。第2便の話が来てから、次は順序よく順調に進みますよというようなお話をいただいて、それで、村での体制というのは6月から接種を始まって9月までというようなことで、議会全員協議会の中で私がお説明を申し上げたところでございます。

その後、国から、7月末までにワクチンは準備するので、7月末までに接種できるような体制をもう一度整えてほしいと。一度9月末までの体制を取ったんですが、それを今度7月末までに前倒しするというような流れで進めてきたというのが現状でございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 村長の答弁が、あのね、相馬市も天栄村と同じやり方なんですよ。電話コールで受付とかそうじゃないんですよ。相馬市も全部通知なんです、通知。そして、天栄村みたく高齢者の多い順じゃなくて、各区長が集まって、抽せんで順番を決めたんですよ。それはいいやり方らしいですよ。マスコミ関係とかニュースキャスターとかそういうふうなテレビ関係とか新聞関係の方々から言うと、大分それはすばらしいやり方だったらしい。

天栄村もそこまではよろしいんです。でも、4月28日にワクチンが975人分来たということは、もう湯本地区の高齢者はできたんですよ、湯本地区は。そういうことなんでしょう。遅くても5月の11、須賀川みたく5月11日には接種はできたんでしょう。ということはできなかったということは、病院の医療関係の方々と、そういう対応とか、した場合には、何月何日はつきりはしませんけれども、そういう話はしてなかったんですか、病院関係と。でも湯本の場合は診療所なんですから、村長、村お抱えの診療所なんですから、湯本は可能だったと思いますよ。5月10日前後には、なぜできなかったんですか。その理由を聞かせてくださいよ。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔「あんたにはこの前聞いたから分かってる」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおりですね、湯本地区は村の診療所だからできたんじゃないかというようなおたがでございしますが、全村見て65歳以上の高齢者の皆さんがいつ頃接種できると、その準備を間違いなく整えているところで、そこまで日にちを要したというようなところでございます。その後は、5月27日から湯本地区を、村として高齢化率の高いところ、26ですね、26日から高いところと、私もそれでいいというような判断をして進めてきたところでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） このコロナというのは、世界中で感染して、今はイギリス株というのが来て、またインド株というのが来て、これが1.8倍ぐらいの感染力が強い。ブラジルでなくてベトナム型、これはそれよりもまだ感染力が強いらしいんですよ。それがもう日本にはもう何名かがもう入っているんですよ。

ということは、村長はテレビとかニュースとかワクチン関係の、例えば19時30分からやる報道番組とか、BSの、あと6チャンネルの8時から10時までやるそういうプライムニュースなんかは、そういうのを見ているんですか。そのときにはもう相当警鐘鳴らしていますよ。各厚生大臣とかそういうのが出たり、あと医療関係の、国会の議員方々が。コロナ担当大臣の河野大臣なんかも、そういうテレビとかマスコミなんかは見てないんですか。あの状態、例えば大阪、イギリス株が入ったときに病院に入れなくて何名の方が自宅待機して亡くなっているか村長知っていますか。分かっていますか。何名。恐らく分からないでしょう。432名の方が自宅待機で亡くなっているんですよ。病院に入れなくて。そういう状況なんですよ。

村長は、天栄村に村長に立候補したときには、ちゃんとここに書いてあるんですよ、お年寄りが安心して暮らせる村づくりをします。これお年寄り安心できますか。そんな対応の仕方です。まして、災害に強い安全な村づくりを進めます。村長は危機管理とかリーダーシップというのはどうなっているんですか。それこそこういうときに、よその市町村に負けないように、これからワクチンの接種の終わったところからどんだん今度は16歳から64歳までの方にはワクチンはよこすと国のほうは言っているんですから、これこのままでは、遅れるのも接種するのも遅れるのも最後まで打ち終わるのも一番遅い市町村になっちゃわないですか。

この前テレビの6チャンネルですか、6チャンネルで福島と会津若松と郡山と相馬市と、テレビに画面がのっかったんです、そのとき黄色い枠で。天栄村ものっかったんですよ。なぜのっかったか村長知っていますか。それは7月中にワクチンの接種が可能な自治体、福島も

若松も全部できます、その大きな市が。そこに天栄村も載っていたんですよ。そしたら天栄村は、ほめてるんだか何だか分かりませんが、最も遅い村ってなったんですよ。最も遅い村でも7月には完了の報告を受けています。そういうふうに言われたんですよ。そして2町村がまだ、7月までにはまだ2町村のそれは医療体制が、その場合は結局医療との、何というんですか、接触がまだ整っていない、そこまではという2町村があったらしいんです。

だけでも村長は、自分でお年寄りに安心して暮らせる、これはワクチンというのは本当にお年寄りが打てば重症化にならないんですよ。テレビで何回も言っているでしょう、ECMOやったり、ここんところに酸素呼吸したり。それもできなくて自宅で亡くなった方が400名もいるんですよ。そういう危機感を持っていたんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、私も危機感を持って、このワクチン接種には臨んでまいりました。この中で、副反応という話もいただいて、初めて聞く、ニュースとかでは当然それは出ていたものですから、じゃ、この対応策、対策、特に湯本地区においては大きな病院がなかなかないと。万が一そういう方が出た場合、どういう対応をするかというようなことで、それも広域消防、救急搬送する場合、あとはそれを受け入れる病院というようなことで、須賀川病院、公立岩瀬病院、そことも連携を取りながら進めてまいりました。

そしてまた、このイギリス株、インド株、そして今度ベトナムで発生した複合型のハイブリッドの株、これは感染力も強いし重症化もしやすい、これをやっぱり聞いて、私もやっぱり危機感を持ちながら、何とか前倒しでというようなことで、7月末までに高齢者は接種をできると、なかなかこれについても、私らが接種できれば幾らでもそれはやりますが、打ち手の確保というようなことで、村の診療所の先生、そして地元のクリニックの先生方をお願いをしながら体制を整えたというようなことでございます。

これまでの経緯については担当課長が詳しく説明ができると思いますので、担当課長より説明をさせます。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

今ほどの遅れたという部分でございますが、先ほど村長のほうもお話しさせていただきましたように、当初6月末から9月までということで、医療体制の、先生方等をお願いをさせていただきまして、その日程を確保したところでございます。

ただ、先ほど申しましたように、7月までということでございまして、その日程に関しま

して、各医療機関とのお話をさせていただいたところでございます。非常にその2か月を詰めるということは非常に厳しいところではございましたが、今回私ども、幸いにも湯本の診療所の先生にご快諾をいただきまして、先生に、ほとんど毎日でございますが、おいでいただきまして、日程を全部、湯本の診療所、午後休みをいただきまして、こちらのほうの接種に来ていただいたというところでございます。また、それでもやはり先生方はきついということございまして、先ほど村長申しましたように、村内の医療機関、また県立医大の附属病院のほうからも医師の派遣をお願いしまして、その先生方も緊急的にこちらのほうにおいでいただいて、ようやく7月末の接種ができるということでございます。

私どもも、今ご指摘のように、非常に遅いということのご指摘がございます。私どももその部分は十分承知しているところでございますが、今、村長も申し上げましたように、総理大臣がおっしゃっております7月末の高齢者の完了に向けて、そこに向けて事故等のないよう進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いたいと思います。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 現在、天栄村には、何千人分のワクチンが来ているんですか。今現在。そして、そのワクチンが今高齢者が打ち終わるまでには、その確保と、なぜかという、ワクチンが余って返したという市町村もあるんですよね。もう全部打ち終わってワクチンが余ったからって国のほうに、国って県のほうに返還した市町村もあるんですよ。もう16歳からもう高齢者から全部打ち終わって、ワクチンが余ったので県のほうに返還する。天栄村の場合は、全部のワクチンの分はどのぐらいの人数が来ているんですか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

今ほどのワクチンの供給の状況でございますが、まず4月28日に975人分、こちらのほうに届きました。続きまして5月30日でございますが、あの時期1箱でございますが、1,170人分届いております。続いて今月ですが、6月17日でございますが、1,170人分届く予定でございます。また、6月末に同じく1,170人分届くということで予定をしております、合計いたしまして4,485回分、割りますと2,200人ほどの分に供給の分が私どもに届くということございまして、この6月末時点においては、村民の方々の高齢者の分の全本数と申しますか、そちらの分は確保できる見込みとなっているところでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 全部で450人分ですか。全部で。前の975人入れると、全部で幾つですか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えをいたします。

先ほどの6月末まででございますが、それまでで4,485回分、割りますと2,200人分の、1人2回でございますが、2,200人分のワクチンは確保できる状況でございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、これはあれなんですか、相馬市なんかはこれ、4,470人分、これ4,470回なんですか、4,470人分なんですか、どっちなんですかその。1回分の接種の分なのか、それともこれ4,470人というのは2回できる数なんですか。それとも1回の数なんですか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

4,485というのは回数でございますが、これ、1回が4,485回というふうにご承知いただければと思います。それで、このファイザー製のワクチンに関しましては、お一人2回ということで、2回打たなければということでございますので、これを割り返しますと、約2,200人分のワクチンの供給の見通しが立ったというところでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうするとこの相馬というのはあれですか、もう全部終了したから、次の分も来るということなんですか。天栄村は、高齢者の分が打ち終わっていないから次の分が来ないということに理解してよろしいんですか。これはどちらなんですか。これはテレビでやったことから間違いないんだろうけれども、相馬市は2回目が6月半ばまでに完了予定、高齢者に対してですよ、6月半ばまで完了、そして16歳から64歳まで6月1日接種開始、16歳から64。ということは、これは接種の終わった順に次のワクチンが来るということなんですか。その辺は。答弁をお願いします。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

今ほどの供給の内容でございますが、こちらのほうは私どもが必要数に応じまして県のほうに、ワクチンのほうの必要部数を、注文と言ったら言葉はあれなんです、ご依頼をして、そちらのほうで頂くということでございます。

ただ、ファイザー製に関しましてはマイナス70度の保管をしなければならないということで、私どものほうではそのフリーザーが1個持っております。その中で大体4個、4箱と申

しますか、が入るのが最大でございますので、またそのワクチンに関しましても、賞味期限と言ったらあれなんです、期限がございまして、全て確保した場合ですと、それが滞った場合等に関しまして、その消費期限等の兼ね合いもございまして、私ども必要な分、ワクチンの接種計画によりまして必要な分、県のほうにお願いをしてこちらのほうに届けていただくということでございます。

また、先ほど相馬市等のごさいましたが、やはりああいう大きなところの接種計画に関しましては、私ども、5,000人と何万人との違いがございまして、その詳細は分かりませんが、その必要数に応じて県が供給しているものと推測するところでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 何かよく分からないんだけど、私の聞き方がまずいんだか分からないんですが、私の聞いているのは、高齢者の接種が2回終わったら、こちらから注文して、しないと来るのか、それとも割り当てて人数分で来るのか。でも相馬の場合はもう6月の半ばにはもう高齢者が完了となっているんですよ。そしてもう6月の1日から16歳から64歳も開始となっているんですよ。そうすると天栄村は、16歳から64歳までの人の分も来ないし、予約もしていないということなの。その辺よく分からない。だから、私の聞きたいのは、高齢者が終わらないと16歳から64歳までのワクチンは来ないということなの。その辺どういうふうになっているんだか、教えてください。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えをいたします。

今ほどの一般接種、高齢者の分は先ほど申しましたように、6月末までで供給は完了ということでございます。これは先ほど申しましたように、その供給、実施計画によりまして発注をさせていただいているところでございます。

私どもも次の一般接種のほうに移るといいう状況になりまして、また、そのフリーザーの空き状況にもよりますが、そのときには発注をさせていただきまして、県のほうでは、先ほど熊田議員もおっしゃるように、供給のほうは十分大丈夫だということでございますので、私どももお願いをすれば、2週間くらいでこちらのほうに届くというふうに承知しておりますので、その時期になりましたらば的確に発注というか、注文をして、供給体制、実施体制に滞りのないよう努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 何かその、村のやり方はその3月の答弁と全然違うんじゃない。全然その後手後手後手になっているんじゃない。でも3月の答弁の内容になっていけば、もう接種の対応はもう整っているという。今さらになって何、あと、あまりこれ以上言っていた

かないで、村長に聞きたいんですけれども、ワクチンのその接種のその、何ていうんですかその、接種の人、15名の方々。方々。この方々で、中で、他の市町村ですけれども、接種のスタッフというんですか、接種のスタッフ。その中で感染した人がいるという町村がこの前テレビでやっているんですけれども、そういうことの対応とかどうなっているんですか。

だから私の言いたいのは、接種のそのスタッフの方々たちに先に接種するとかそういう考えはあるのかと聞いているんです。そういう事例がありますので。接種のスタッフが結局はコロナに感染した。そういう場合には、優先して接種のスタッフにはワクチンを接種するとかってそういう考えはあるのかということですよ。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

まず、その接種するスタッフについては医療関係者、ドクター、あとは看護師さんというようなことでございますので、この方々はもう接種は済んでおります。あとは誘導とかそういったものに当たる方々になるんですが、その方々については、これからの接種ということになる、優先順位を持ちながら進めるというようなことで、今進めているところでございます。

あくまでも3月に議員に議会で説明をしたプロジェクトチームというのは、この接種体制、どういう形で、その意向調査を出すか、どういう流れで持っていくかと、接種するスタッフは医療関係者、3月にやったのはこれは職員の中で、社会福祉協議会、どういう方々をどうやって、足がない方々、どういう輸送というか、体制を取るかとか、個別接種なのか、あとは集団接種かと、そういう協議をしてきたのが、3月の時点でそのプロジェクトチームの体制が整いましたというようなことでお答えした中で、接種のスタッフについては、これは医師、あとは看護師、あとはワクチンを希釈したりするのが保健師というようなことで進めてまいりますので、そこについてはご理解をいただければと思います。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） この高齢者の接種についてはこれでいいんですけれども、若い方々、この若い方々も重症しやすいんですよ、今度のそのインド株というのは。マスコミ報道で見ますと、前の以前の株はそんなに若い方は無症状でそのまま分からないというのが多かったらしいんですよ。今度のインド株、イギリス株から今度インド株に替わってくるみたいですが、このインド株というのはすごく感染力が多くて、そして重症化しやすいんですよ。だから、若い方にも一日も早く接種してもらいたいために、国ですか、国のほうは、歯医者さんとか救急救命士ですか、この方もワクチン接種できるみたいなんですよ。

そうすると、今へるすびあじゃなくて体育館の中に、2メートル間隔に椅子をずらっと並

べるんですよね、患者さんを。患者ってワクチンする方を。そしてキャスター付きの椅子で注射する。1人に5秒か6秒で打てるんですよ。打つのは。だから、いちいちへるすびあみたくそうしなくたって、問診をして、あとはキャスター付きの、接種する人が動くみたいですよね、テレビでやってましたけど。そうすると5秒か6秒で1人で終わるんです。そのままそこで待機しているんですよ、15分間。そういう方法すると、14分といたかな、全部、15分とか16分で終わるらしいですよ。

だから、そういう方法もあると思うんですけども、その、今さらもう決まったんですから、高齢者の方に前倒ししてくれとも言えないだろうからもう、日にちも決まってもう全部その人たち思っていますから、若い方のために、今度はもう短縮して、どうすれば一番接種がスムーズにできるかということ、あとで課長に教えますけれども、体育館みたいなところずっと並べるんですよ。問診は、ほとんど若い人は問診は、もう何ていうんですか、基礎疾患とかそういうのがないから、アレルギー体質でない方以外は問診はほとんど要らないみたいなんです。でもアナフィラキシーというのは、100万人に2、3人らしいんですよね。アナフィラキシーにかかるのは。だから、先生が常備、そこに待機していれば、ワクチン打つ方々は救急救命士でも歯科医でもよろしいらしいんです。そうするとすごく短時間で天栄村の若い方々、64歳未満の方々は早急にできると思うんですけども、そういう考えは考えていますか。また今後そういう考えを対応しようと思っていますか。村長に聞きます。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

やっぱりよその地区の、議員おっしゃったように、先行事例もありますから、そういうものも参考にしながら、まずはですね、今、懸案になっているのは打ち手の確保等でございます。こちらについて今交渉しているところでございます。また明日、全員協議会の中でも、このワクチンの接種についてまた説明、そしてご相談をさせていただきますので、今、議員がご指摘の部分については参考にしながら、なるべく早い段階で接種できるような体制を整えていきたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） あまりね、一生懸命やっているなと思うんですけども、渋谷健司、WHOの事務局、局長の、上級顧問の方々が言っておりましたけれども、このワクチンの対応に対して、リーダーシップと危機管理と、これが一番大事だと。各市町村長の。だから東京都でも、本当に中野区とか葛飾区とか墨田区なんかは早いんですよ。接種が。やっぱりリーダーシップらしいんですよ。村長が先頭に立って陣頭指揮やる、区長さんとか相馬の市長さんは、相馬の市長さんは医師らしいですよ。だから危機管理というのが、どうなった場

合にはどうなる、そして肺炎を起こした場合に、そして肺炎が結局酸素吸入、ECMOかかるようなんでどうなるかというの、危機管理が持っていたらいいですよ。相馬の市長さんはもともと医師だから。だからこういう対応ができたということですよ。

だから村長さんも危機管理を持って、これから若い人が、天栄村は1人しか出なかったからって安心していただかなくても分かりませんが、いつクラスターが起きるか分からないし、たまたま村長が運がいいんだか、天栄村は1名でずっと通ってきたから。ああ2名ですか。鏡石とか矢吹なんか結構多いんですよ、人数の割には。だから病院でもクラスターが起きるようなことが起きたわけですから、村長にはこれからも危機管理を持って、一日も早く村民全員が安心して暮らせるような村にしてください。よろしくお願いします。

1点目の質問はこれで終わります。

○議長（服部 晃君） ただいま一般質問の途中でありますが、昼食のため、1時30分まで休みます。

(午前 11時46分)

○議長（服部 晃君） 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） では、午前中に引き続き、2点目の一般質問を通告どおり行います。公共事業受注について。

公共事業の受注について、村内の業者と村外の業者、それぞれの受注率と各業者名と村の工事の請負金額について、3,000万円まで、5,000万円まで、1億円まで、1億円以上に分けて、過去5年間分、分かりやすく一覧表にして伺いたい。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

過去5年間の公共事業の受注につきましては、お手元の資料によりご説明を申し上げます。

まず、平成28年度の契約件数は43件、契約額は6億8,473万1,000円、うち村内が40件、受注率は93.02%、契約額は6億6,928万7,000円であります。

次に、平成29年度の契約件数は47件、契約額は6億3,159万5,000円、うち村内が43件、受注率は91.49%、契約額は6億589万1,000円であります。

次に、平成30年度の契約件数は38件、契約額は6億4,766万7,000円、うち村内が36件、受注率は94.74%、契約額は6億4,168万4,000円であります。

次に、平成31年度の契約件数は41件、契約額は8億4,041万9,000円、うち村内が38件、受注率は92.68%、契約額は7億7,799万3,000円であります。

次に、令和2年度の契約件数は36件、契約額は6億781万6,000円、うち村内が31件、受注率は86.11%、契約額は5億1,154万4,000円であります。

なお、業者名、契約金額等の詳細は資料2ページ以降に記載のとおりであります。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 5年前にも同じような質問したんですけども、実は村内の、はっきり言うと村長の後援会の役員です。役員から私のほうに、ある業者が指名に参加できなくなった、そういうふうなあれです。

あと、これは私はまだ確認していないけれども、ある建設業界の人から、村は暗黙の了解で3%御礼をするらしいんです、村外の業者は5%らしいんです。そこで、村内の業者はなかなか受注率が、指名入札に参加できないんだと。これあくまでも私は聞いた話で確認はしていませんよ。そういうことが前にあったことです。今の村長のときにそういうことが言ったんじゃないんです。今の村長じゃなくて前の前のあたりからそういう暗黙の了解があったということです。そのときに、村長もその当時は建設業界にいたわけですから、そういう暗黙の了解はあったんですか。もっとも、あったとは言えないですけども、そういうようなことあったらしいです。それは名前は言えませんが私のところに言った人は、建設関係の人ですよ。それがまた戻ったらしいという話がうわさが言ってきたんです。またそんなふうな。

私の言いたいのは、結局は村内の業者村内の業者と言いますけれども、実際には村内には従業員はいない業者も村内の業者に入っているということもあるみたいなんですよ。そういうことを事実なんだか。その辺を答弁お願いします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

以前の話については、私にはそういう覚えは全くありませんでした。その後について、そういううわさが流れているというようなことでございますが、大変それは心外でございます。

また、その従業員、社員の方につきましては、そこまで私は今のところ、どこの会社が村内から何名とかというのはちょっと把握していなかったものですから、それを調べるのであればもう少しお時間をいただければと思います。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） あと、前にも聞いたことあるんですけども、これは添田村長じゃなかったと記憶していますけれども、栃木県の渡辺建設というのがあるんですよね。これが

5,000万円以下、3,135万円の工事をやっているんですよ。そうすると、この栃木県のその渡辺建設会社というのは、なぜ指名に入っているんですか。天栄村。前にも聞いたことあるんですけども。村長でなくて前々の村長だと思えますけれども。

議長、分からなければ私のほうから教えてあげますか。分からなかったらば。分かっている。分からないなら分からないって言ってください。

○議長（服部 晃君） 副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） お答えいたします。

その前の件につきましては、ちょっと私のほうでは承知をしておりません。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 今の議員の先生方で知っている人、もしかするといえるかも分かりませんが、前の総合運動場ありましたよね。上松本から入った総合運動。あそこの持ち主らしいんですよ。この渡辺建設というのは。そのときに、無償で天栄村が借りていたらしいんですよ。その、今の総合運動場じゃなくて前の総合運動場あったでしょう、前に運動会なんか、30年ぐらい前にやっていた。あそこの運動場を無償で天栄村が借りているという。設備は全部天栄村がやったみたいですよ。その野球場みたく。あのグラウンドがありましたよね。その御礼に、天栄村の仕事を、結局指名入札に入れている、そして今後ともその人が、その会社の関連が、あの辺にゴルフ場の予定がありましたよね、30年ぐらい前に。あそこがクラブハウスになる予定だったらしいんですよ。それで、そういう義理が、恩がありますので、天栄村としても指名入札に参加しているんですよという、もう20年ぐらい前の話です。

その後、またその後ですよ、平成24年には1億円以上の仕事が受注しているんですよ。1億1,153万8,350円。

私の言いたいのは、この会社は実際にそれだけのことをできるだけ会社らしいですけども、これは下請でやっているんじゃないですか。その人が天栄村に来て仕事やっているんですか。その辺まず答弁お願いします。

○議長（服部 晃君） 暫時休議します。

（午後 1時40分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 1時46分）

○議長（服部 晃君） 副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） お答えいたします。

資料を探したりするのに時間を要するものですから、後ほどお答えさせていただければと思います。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 村長、私の言いたいのは、村民の業者が仕事がないというような話なんですよね。ないというよりも、仕事がない。実際に私も調べてみましたらば、かなり仕事は減っています。除染のこともいろいろありましたので仕事は減っています。でも、その業者によっては、ゼロと言わないけれども3分の1以上減っている業者もあります。でも業者によっては半分以上の仕事をもたらしている業者もあるということです。私も計算してみましたんですけれども。そうすると不公平感があるわけですよね。その業者名に、業者によって。うちには仕事がもらえない、あそこの業者は仕事をもらい過ぎる。そういう不満の声があるわけですよ。それを村長に言ってくれということです。何あんた、村長の役員じゃないの、村長に直接言えばいいんじゃないのとその人に言いましたけど。あんた自分で村長に直接言えばいいんじゃないのとその人に言いましたけども、いやそれは熊田さんじゃなくちゃ、そんなこと言えないから、熊田さんから言ってくれと。でも、あまりにも議場で言えるような言葉じゃないような発言もありましたので、それは後で村長に個人的にお話ししますけれども、事実確認は。

でも、この渡辺建設、村長も副村長も知らないんでしょう、その何でその業者が天栄村の受注しているか。分からない会社に今までずっと受注していたんですか。私は知っていましたけれども、なぜその業者が天栄村の公共事業をやるんだか。実際にその会社が来て天栄村に来て工事をやっているんですか。天栄村の業者が丸々請負でやっているんじゃないんですか。だったら天栄村の業者に仕事をやるべきじゃないですかって私は、その当時言いました。

簡単に言いますけど、栃木県から重機を持ってきて天栄村の工事するなんていうと、運搬料のほうが高上がりになるぐらいの仕事じゃないですか。3,000万ぐらいだったらば。天栄村には支店もなければ何もないですよ。それを、何でその指名に入っているかということも分からないような業者をなぜ継続して今でも指名しているのだということをお聞きします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

まずは私が就任してから以前については、なぜそうなったかというのはちょっと私もそこまでは把握しておりません。しかしながら、今回その24年と平成31年、令和元年ですか。そのときの指名については、私もそこは聞いております。

これは除染土壌を置く仮置場の場所がなくて、なくてなくていろいろ探してきた中であり

ました。平成24年には。旧グラウンドの土地が空いていますよというようなことが言われて、その土地は、じゃ、どこのだと。したら今、議員がご指摘のところでも所有しているというようなことで、そこの今度交渉が始まったところでもございますが、その中で一つの条件として、同じ建設業者であるので、条件とすれば、ぜひその指名に入れていただきたいと。その前からも指名参加願ひも出ていたというようなことで、私もそこは了解したのを認識しております。そのような状況の中で、そこに入ったというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 前にも、5年前ですか、に質問したときにも、地元の業者に発注すれば、そこは地元の人が働いているから、地元の人が潤うんですよ。村が。結局は地元の業者が請け負えば、村の人がそこで働いているから、村の人らが潤うんですよ。この渡辺建設という会社は、結局は、例えば1億円とか、前は2億というのもありましたけれども、今回の3,000万でも、そこからピンはねして、ある程度頭を切つてよこすんでしょう、村の業者に。それは後で見ないと分かりませんが、恐らくそうだと思います。

そうすると、その前の付き合いがあるかもしれませんが、なるべく村の業者を育てるには、栃木県、この1社だけですけども、あと村内に支店のある業者、これは村内にある業者でも村民が働いている業者もありますけれども、ほとんど働いていない業者もあります、村民が。私が調べたところ。天栄村支店となっていますけれども、天栄村の住民はその従業員になっている人は一人もいないという業者もあります。その辺も確認して、天栄村の公共事業は天栄村の業者に受注、指名させるように。指名入札の一番の利点というのは、結局村内の人のこと、業者を指名できるから、指名入札の一番の利点なんです。何も村外の業者に仕事、指名に入札参加させるんならば、一般入札にさせればもっともって工事価格は安くなると思いますよ。それでは、天栄村の公共事業所はつぶれてしまいますので。だから、指名入札ということがあるんじゃないですか。私はそう思いますけれども。その指名入札という根本的なことはどういう順序で、どういうふうな経緯で指名入札というのはできているんだか、その辺も教えてください。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） まず、指名入札については、担当課長がいますので、そこについては詳しく説明しますが、私の考え方については、地元業者優先というようなことで、これまでもやってきました。そして、東日本大震災、原発事故があつて、村も大きな災害被害を受けて、この災害復旧に地元の建設業者に大変なご尽力をいただけてきました。

その後、この除染土壌の撤去と、そういったところの部分で、地元業者にも何とかそこに仕事が行くようにというようなことで、担当者との打合せをしながら、その当時は大手の、

スーパーゼネコンと言われるものが何社も天栄村に営業には来ていました。地元の方々にこれは十分、土木工事の経験があるところであればやれるというようなことが、私も現場を見て分かったものですから、何とか建設業者の皆様は、この除染を進める上で資格取得をしてくださいと再三言ってきて、当時は除染は赤字になるからやりたくないというようなことでございましたが、皆さんを何とか資格取得に向けて、地元の方々にやっていただきたいというようなことで、除染事業も進めてきましたし、当然、災害が発生した場合には応急復旧など、地元の業者でないとなかなかできない、地元業者の育成に努めてきたところでございますが、あとは、何せ仕事がやっぱりどうしても減ってきていると。当時と比べれば災害の復旧、あとは台風19号においても、ほぼほぼその仕事も完了してきたというようなところでございますので、私とすれば、この地元の業者の育成、そしてその育成をしていくことが、万が一災害が発生した場合、スムーズな応急復旧工事につながるというようなことで進めております。そういう考えで進めておりますので、ご理解をいただければと思います。

指名競争入札については、担当者から答弁をさせていただきます。

○議長（服部 晃君） 副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

議員おっしゃるように、契約の金額そのものを安く上げるためだけ考えれば、やはり一般競争入札のほうが向いている制度であるというふうに思っております。ただ、そういった中で、今、村長、議員からもおっしゃるように、やはり地元でできる仕事は地元の業者にやっていただくという、そういった観点を踏まえ、あらかじめ参加資格を審査をした上で指名競争入札に参加できる者の名簿を備え、そこからできる事業者を指名していくという今の指名競争入札制度が、やはり運用とすればよるしい方法であるというふうに思っております。ですので、天栄村においては指名競争入札の制度をもって運用をしているというところでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 時間もありませんけれども、あのね村長ね、そういうふうに村長は、そういうこと、私の質問に対して、自分でそんなことは、遺憾の意みたいな答弁をされましたけれども、でもそういうふうな電話をよこしたのは、村長のことを応援した役場のOBですよ。詳しいですよその人は。内容も、私の知らないこともいろいろ教えてくださいましたよ。ただ、ここで言えるべきことじゃない。また私もそれを確認したわけでもない。ただそういうふうなうわさ、誹謗中傷となると、村長に対して、結局は前と変わってきたというような、そういうふうな、私のところに本人が来ました。あとは電話もありました。何名か。いろいろの苦情の電話もありました。村長はそんな質問されるのは心外だと私に言いましたけれど

も、でもそういうことは事実です。肝に銘じて、だから私は今の村長がそんなことしているとは思いませんけれども、天栄村の人らは過去のこと知っていますから、私も知っています。

だからそういうことのないように。また自分の後援会の役員からとか、一般の住民から、また役場のOB、そのOBなんか私のところに来た人ですよ。村長が出たときに。何とか応援してくださいと。だからそういうふうに分の後援会の役員とか自分の支持者の中に疑われるような、らしきようなことはしないでください。してないだったらしてないでいいです。ただそういう電話があるということは、火の気のないところには煙はたたないんですから、だからそれらしきことがあったなら、私はここでまたやりますよ。その事実関係を。本当だったら。

でも前にも、あれは言うべきことでないけれども、結局は議会にかけないで受注を発注したり、何も分からないでめくら判を押したこともあるわけですから。あまり触れたくないけれども。だから今後、十二分にそういうふうな、自分の後援会とか役員の方とか、役場の職員のOBの方々から私のところに電話をかけて、そんな、何というんですか、言葉でここでは言えないですけども、そのような電話のないように、今後ともきれいに、そして公平公正に、そして天栄村の業者に対して目配り、気配りをして、天栄村の、これ見ましたけれども、完全に、ああ言っているとおりだなと思ってこれを見る、前回の5年のやつと今回の見て、ああ事実なんだなというの分かりました。これ自分で、5年前の受注率と今回の受注率全部調べてみましたらば、言っていることは事実なんだなというの分かりました。だからそういうこと、今後言われぬようにお願いします。

以上です。終わります。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君の一般質問は以上で終了します。

以上をもちまして一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

皆様に申し上げます。

明日は休会とし、午前10時から全員協議会を、その後、総務常任委員会、産業常任委員会、広報常任委員会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

また、本会議はあさって10日木曜日、午前10時から開催したいと思います。
大変ご苦労さまでございました。

(午後 2時02分)

6 月 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和3年6月天栄村議会定例会

議事日程（第2号）

令和3年6月10日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 報告第1号 令和2年度天栄村一般会計繰越明許費繰越しの報告について
- 日程第 2 報告第2号 令和2年度天栄村国民健康保険特別会計繰越明許費繰越しの報告について
- 日程第 3 報告第3号 令和2年度天栄村農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越しの報告について
- 日程第 4 議案第1号 天栄村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第2号 天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第3号 工事請負契約の締結について
- 日程第 7 議案第4号 令和3年度天栄村一般会計補正予算について
- 日程第 8 議案第5号 令和3年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について
- 日程第 9 陳情審査報告
- 日程第10 各委員会閉会中の継続審査申出
- 日程第11 発議案第1号 保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書の提出について
- 日程第12 発議案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 日程第13 発議案第3号 トリチウム水の処分方法については、幅広い関係者から丁寧に意見を聴取するとともに新たな風評を助長しないよう風評対策の拡充・強化と併せて示すことを求める意見書の提出について
- 招集者あいさつ

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番 北 畠 正 君 2番 円 谷 要 君

3番	大浦	トキ子	君	4番	小山	克彦	君
5番	廣瀬	和吉	君	6番	揚妻	一男	君
7番	渡部	勉	君	8番	熊田	喜八	君
9番	大須賀	溪仁	君	10番	服部	晃	君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添田	勝幸	君	副村長	揚妻	浩之	君
教育長	久保	直紀	君	参事兼 総務課長	内山	晴路	君
企画政策 課長	熊田	典子	君	税務課長	塚目	弘昭	君
参事兼 住民福祉 課長	小山	富美夫	君	産業課長	黒澤	伸一	君
建設課長	櫻井	幸治	君	湯支所 本長	星	裕治	君
教育課長	関根	文則	君				

職務のため出席した者の職氏名

議事 局長	北畠	さつき	書記	小針	陽平
書記	森	歩			

◎開議の宣告

- 議長（服部 晃君） おはようございます。
ただいまより本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は10名であります。
よって、定足数に達しております。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

- 議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。
-

◎報告第1号の上程、説明、質疑

- 議長（服部 晃君） 日程第1、報告第1号 令和2年度天栄村一般会計繰越明許費繰越しの報告についてを議題といたします。

報告の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

- 参事兼総務課長（内山晴路君） おはようございます。

1ページをお願いいたします。

報告第1号 令和2年度天栄村一般会計繰越明許費繰越しの報告についてご説明申し上げます。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第1項の規定により、令和2年度天栄村一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙のとおり令和3年度へ繰り越したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書によりご説明申し上げます。

款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、財源内訳の順に申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、災害見舞金給付事業278万円、繰越額、一般財源とも同額でございます。

テレワーク環境構築事業101万2,000円、繰越額同額、国庫支出金93万4,000円、一般財源7万8,000円でございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、新生児臨時給付金事業20万円、繰越額同額、国庫支出金18万3,000円、一般財源1万7,000円でございます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業1,429万9,000円、繰越額1,424万円、国庫支出金、同額でございます。

除染土壌等仮置場原形復旧事業2,400万円、繰越額、県支出金ともに同額でございます。

2 項清掃費、災害等廃棄物処理事業2,330万円、繰越額2,324万9,000円、国庫支出金1,162万4,000円、一般財源1,162万5,000円でございます。

6 款農林水産業費、1 項農業費、農業水利施設保全合理化学業2,500万円、繰越額同額、県支出金2,300万円、一般財源200万円。

農村地域防災減災事業350万円、繰越額341万7,000円、県支出金300万円、一般財源41万7,000円でございます。

2 項林業費、ふくしま森林再生事業7,548万円、繰越額同額、県支出金6,257万1,000円、一般財源1,290万9,000円でございます。

7 款商工費、1 項商工費、新型コロナウイルス感染症対策支援金事業3,000万円、繰越額同額、国庫支出金1,943万7,000円、一般財源1,056万3,000円。

新型コロナウイルス感染症対策相談体制支援事業25万円、繰越額同額、国庫支出金23万3,000円、一般財源1万7,000円。

新型コロナウイルス感染症対策学生生活応援事業51万4,000円、繰越額48万5,000円、国庫支出金47万円、一般財源1万5,000円。

地元産品ふるさと小包事業47万4,000円、繰越額同額、国庫支出金43万6,000円、一般財源3万8,000円でございます。

8 款土木費、2 項道路橋りょう費、社会資本整備総合交付金事業5,700万円、繰越額5,689万7,000円、国庫支出金3,243万2,000円、一般財源2,446万5,000円でございます。

9 款消防費、1 項消防費、防災備蓄倉庫改修事業702万円、繰越額同額、国庫支出金649万2,000円、一般財源52万8,000円でございます。

10 款教育費、1 項教育総務費、公立学校情報機器整備事業3,151万5,000円、繰越額同額、国庫支出金2,993万6,000円、一般財源159万9,000円。

2 項小学校費、公立学校空調設備整備事業5,200万円、繰越額同額、国庫支出金1,750万6,000円、地方債3,440万円、一般財源9万4,000円。

6 項保健体育費、屋内スポーツ運動場空調設備整備事業3,200万円、繰越額同額、国庫支出金3,038万7,000円、一般財源161万3,000円。

屋内スポーツ運動場トイレ整備事業1,500万円、繰越額同額、国庫支出金932万3,000円、一般財源567万7,000円でございます。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、農地農業施設災害復旧事業700万円、繰越額、一般財源とも同額でございます。

2項公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧事業2,350万円、繰越額同額、国庫支出金1,067万2,000円、地方債470万円、一般財源812万8,000円。

3項文教施設災害復旧費、天栄中学校災害復旧事業110万円、繰越額、一般財源ともに同額でございます。

天栄幼稚園災害復旧事業68万2,000円、繰越額、一般財源ともに同額でございます。

生涯学習センター災害復旧事業325万円、繰越額、一般財源ともに同額でございます。

天栄村体育館災害復旧事業161万円、繰越額、一般財源ともに同額でございます。

4項その他公共・公用施設災害復旧費、消防施設災害復旧事業30万8,000円、繰越額、一般財源ともに同額でございます。

合計4億3,279万4,000円、繰越額4億3,246万9,000円、国庫支出金1億8,430万5,000円、県支出金1億1,257万1,000円、地方債3,910万円、一般財源9,649万3,000円。

説明は以上でございます。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

本件は報告案件でありますので、これにてご了承願います。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（服部 晃君） 日程第2、報告第2号 令和2年度天栄村国民健康保険特別会計繰越明許費繰越しの報告についてを議題といたします。

報告の説明を求めます。

住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） おはようございます。

4ページをお願いいたします。

報告第2号 令和2年度天栄村国民健康保険特別会計繰越明許費繰越しの報告について。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第1項の規定により、令和2年度天栄村国民健康保険特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙のとおり令和3年度へ繰り越したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

令和2年度天栄村国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書によりご説明を申し上げます。

診療施設勘定。

款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、財源内訳の順に申し上げます。

1 款総務費、1 項施設管理費、医師用パソコン購入事業20万円、繰越額ゼロでございます。

2 款医業費、1 項医業費、医療器具購入事業280万円、繰越額同額、一般財源280万円でございます。

合計300万円、翌年度繰越額280万円、財源内訳が一般財源280万円でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

本件は報告案件でありますので、これにてご了承願います。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（服部 晃君） 日程第3、報告第3号 令和2年度天栄村農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越しの報告についてを議題といたします。

報告の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 報告第3号 令和2年度天栄村農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越しの報告についてご説明いたします。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第1項の規定により、令和2年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙のとおり令和3年度へ繰り越したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページの繰越明許費繰越計算書によりご説明いたします。

2 款事業費、1 項農業集落排水事業費、事業名、最適整備構想策定事業、金額、1,700万円、翌年度繰越額1,700万円、同額、財源の内訳、県支出金1,300万円、一般財源400万円。

説明は以上でございます。

- 議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終わります。
本件は報告案件でありますので、これにてご了承願います。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（服部 晃君） 日程第4、議案第1号 天栄村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

- 参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 8ページをお願いいたします。

議案第1号 天栄村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年6月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

9ページをお願いいたします。

天栄村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

天栄村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成12年天栄村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中、児童の項を次のように改める。

児童、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の天栄村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の規定は令和3年4月1日から適用する。

提案理由をご説明いたします。

今回の改正は、本条例の基準であります福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の改正に伴い、所要の改正を行うものであり、具体的には、対象者となっている児童の定義を拡大するものでございます。

改正内容でございますが、お手元の議案第1号説明資料1ページによりましてご説明を申し上げます。

新旧対照表によりご説明いたします。

下の表が現行でございますが、これまでのこの事業の対象者となっている児童の定義は、18歳未満の者及び児童が就学している場合には18歳に達した以後における最初の3月31日までの間にある者、児童が就学していない場合には18歳に達した日の属する月の末日までの間にある者ということでございましたが、低所得者のひとり親家庭の健康と福祉の増進を図るという趣旨から、上段の改正案のように、在学の有無にかかわらず、等しく18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者としたものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第5、議案第2号 天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 10ページをお願いいたします。

議案第2号 天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年6月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

天栄村道路占用料徴収条例（昭和60年天栄村条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

占有物件、単位、占有料。

第1号、法第32条第1項第1号に掲げる工作物、第1種電柱、1本につき1年、380円。第2種電柱、580円。第3種電柱、780円。第1種電話柱、340円。第2種電話柱、540円。第3種電話柱、740円。その他の柱類、34円。共架電線その他上空に設ける線類、長さ1メートルにつき1年、3円。地下に設ける電線その他の線類、2円。路上に設ける変圧器、1個につき1年、330円。地下に設ける変圧器、占有面積1平方メートルにつき1年、200円。変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所、1個につき1年、680円。郵便差出箱及び信書便差出箱、280円。広告塔、表示面積1平方メートルにつき1年、670円。その他のもの、占有面積1平方メートルにつき1年、680円。

第2号、法第32条第1項第2号に掲げる物件、外径が0.07メートル未満のもの、長さ1メートルにつき1年、14円。外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの、20円。外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの、30円、外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの、41円。外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの、61円。外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの、81円。外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの、140円。外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの、200円。外径が1メートル以上のもの、410円。

第3号、法第32条第1項第3号に掲げる施設、自動運行補助施設、法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類、地下に設けるもの、長さ1メートルにつき1年、2円、その他のもの、7円。道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類、1本につき1年、540円。その他のもの、上空に設けるもの、占有面積1平方メートルにつき1年、340円。地下に設けるもの、200円、その他のもの、680円。

第4号、法第32条第1項第4号に掲げる施設、占有面積1平方メートルにつき1年、680円。

第5号、法第32条第1項第5号に掲げる施設、地下街及び地下室、階数が1のもの、占有面積1平方メートルにつき1年、Aに0.005を乗じて得た額。階数が2のもの、Aに0.008を

乗じて得た額。階数が3以上のもの。Aに0.01を乗じて得た額。上空に設ける通路、330円。地下に設ける通路、200円。その他のもの、680円。

第6号、法第32条第1項第6号に掲げる施設、祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの、占用面積1平方メートルにつき1日、7円。その他のもの、占用面積1平方メートルにつき1月、67円。

第7号、令第7条第1号に掲げる物件、看板（アーチであるものを除く。）、一時的に設けるもの、表示面積1平方メートルにつき1月、67円。その他のもの、表示面積1平方メートルにつき1年、670円。標識、1本につき1年、540円。旗ざお、祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの、1本につき1日、7円。その他のもの、1本につき1月、67円。

幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）、祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの、その面積1平方メートルにつき1日、7円。その他のもの、その面積1平方メートルにつき1月、67円。アーチ、車道を横断するもの、1基につき1月、670円。その他のもの、330円。

第8号、令第7条第2号に掲げる工作物、占用面積1平方メートルにつき1年、680円。

第9号、令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料、占用面積1平方メートルにつき1月、67円。

備考。

第1号、第1種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。）を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。）を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。）を支持するものをいうものとする。

第2号、第1種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。）を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。）を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。）を支持するものをいうものとする。

第3号、共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

第4号、表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

第5号、Aは近傍類似の土地の時価を表すものとする。

第6号、表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

附則。

(施行期日)

第1項、この条例は、公布の日から施行し、改正後の天栄村道路占用料徴収条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(適用区分)

第2項、改正後の天栄村道路占用料徴収条例の規定は、令和3年4月1日以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。

提案の理由をご説明いたします。

今回の改正は、道路法施行令の一部が改正されたことにより、福島県道路占用料徴収条例第2条の道路占用料の額などが改正されたことに伴いまして、本条例におきましても、福島県条例に準じまして、道路占用料の額の改正を行うものでございます。

改正点につきましては、お手元の資料2ページ、新旧対照表をご覧ください。

表の下段が現行、上段が改正案でございます。

改正の概要でございますが、占用料の単価の改正でありまして、占用物件に対する占用料の額を福島県条例に準じて見直しを行うもので、一部10円の減額となりますが、全体的に3円から150円の増額となっております。

また、第3号には、自動運行補助施設が新たな占用物件に位置づけられたために追加するものでございます。

この自動運行補助施設については、少子高齢化、人口減少が進展する中、旅客や貨物輸送におけるドライバーの高齢化、高齢ドライバーの操作ミスによる交通事故などの様々な問題を解決するための取組を国が進めており、自動運行装置を備えた自動車の自動的な運行を補助するための工作物を指し、トンネルや山間部などGPSの測位精度が低下する場所や車両センサーがうまく機能しない悪天候時に安全な運転を支える役割を担う施設のことでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第6、議案第3号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 18ページをお願いします。

議案第3号 工事請負契約の締結について。

次により工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和3年6月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

1、契約の目的、小川区仮置場原状回復工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、5,027万円、うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額、457万円。

4、契約の相手方、住所、福島県岩瀬郡天栄村大字大里字聶越21番地、氏名、株式会社渡辺建設天栄支店、支店長、渡部英幸。

提案の理由について、お手元の議案第3号説明資料によりご説明申し上げます。

1 ページでございますが、こちらは工事請負仮契約書でございます。令和3年5月31日付で株式会社渡辺建設天栄支店と仮契約を締結したところでございます。工事の場所は、天栄村大字小川字五斗蒔地内で、工期につきましては、着工が議会の議決を得た日から3日を経過した日、完成は令和3年12月28日であります。

次のページをお願いいたします。

こちらは工事入札経過書でございます。令和3年5月31日に入札を行った経過書の内容でございます。

次のページをお願いします。

こちらは入札に参加した業者の氏名及び開札の結果でございます。

次のページをお願いいたします。

こちらが位置図でございます。

次のページをお願いいたします。

こちらが平面図でございます。着色している部分が今回施工する部分で、面積が6,205.73平方メートルでございます。

原状回復につきましては、従前地が畑であるため、全体的に畑に復旧することとしております。

施工内容につきましては、使用しておりました仮設物である仮囲いなどを撤去、地盤の保護層として敷いてある山砂20センチメートルの厚さの部分と敷砂利30センチメートルの厚さの部分除去、また、山砂の下に遮水シートが設置しておりますので、こちらも撤去、処分した後、不足する表土、黒土ですが、購入をして、当時の地盤の基準に造成を行い、原状を回復するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第7、議案第4号 令和3年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第4号 令和3年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和3年度天栄村一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,346万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億9,846万9,000円とする。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年6月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

23ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正についてご説明申し上げます。

今回の変更点でございますが、防災備蓄倉庫整備事業といたしまして、限度額5,030万円から5,510万円、緊急自然災害防止対策事業分としまして、限度額150万円から200万円に変更するものでございます。合計、5,180万円から5,710万円に変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額151万6,000円、戸籍事務とマイナンバー制度との連携を図るための対応作業の補助としまして、社会保障・税番号制度システム整備費補助金151万6,000円を計上しております。こちらは国費10分の10でございます。

2目民生費国庫補助金、補正額502万円、新型コロナウイルス感染症に伴いまして、ひと

り親世帯以外の低所得世帯に対して、対象児童1名につき5万円を給付する事業としまして、子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金として、事業費400万円及び事務費102万円、合計502万円を計上しております。こちらにつきましても国費10分の10でございます。

3目衛生費国庫補助金、補正額3,626万1,000円、福島県沖地震に伴う被災家屋等の解体撤去事業に係る補助としまして、災害等廃棄物処理事業費補助金3,001万1,000円を計上しております。こちらは国費の2分の1以内でございます。

次に、高齢者への新型コロナウイルスワクチン接種を前倒しで進めるための体制確保を図るための補助としまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金625万円を計上しております。こちらは国費10分の10でございます。

20款繰入金、1項特別会計繰入金、2目工業用地取得造成事業特別会計繰入金、補正額570万7,000円の減、繰入金の減によるものでございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額5,057万9,000円でございます。

22款諸収入、4項雑入、2目雑入、補正額50万円でございます。こちらは農地中間管理機構との契約解除に伴い、農地機構集積協力金等交付金の返還金として計上するものでございます。

23款村債、1項村債、1目総務費、補正額480万円、こちらは防災備蓄倉庫整備事業に伴いまして、地質調査分を追加で行うため計上するものでございます。

4目農林水産業債、補正額50万円、緊急自然災害防止対策事業に係る排水路改修測量設計の追加費用分を計上するものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額521万9,000円、今坂区集会所の大規模改修に係る集会所整備事業費の補助金としまして計上しております。

5目財産管理費、補正額605万円、役場庁舎内ネットワークのLAN設備を設置してから約17年ほど経過しております。現在の情報量の増加かつ高速通信に対応していないことから、現在の通信環境に対応した設備への更新のため、役場庁舎内のLAN設備更新工事請負費としまして605万円を計上しております。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額151万7,000円、マイナンバー制度の導入に係る対応作業としまして、戸籍システム副本全件送信業務委託料として計上しております。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額22万円、幼児教育・保育の無償化に伴うマイナンバー制度システム改修の作業費として、子ども・子育て支援システム改修委託料を計上しております。

5目子育て世帯生活支援特別給付金事業費、補正額502万円、新型コロナウイルス感染症

の長期化に伴いまして、ひとり親世帯以外の低所得世帯に対して、対象児童1名につき5万円を給付する事業としまして、18節の子育て世帯生活支援特別給付金400万円のほか、事務費などを計上しております。

4項災害救助費、1目災害救助費、補正額5,869万3,000円、令和3年2月の福島県沖地震による被災家屋等の被害認定調査及び被害家屋等の解体撤去に係る費用としまして、12節、被災住宅被害認定調査委託料18万1,000円、14節、被災家屋等解体撤去工事請負費3,196万6,000円、18節、被災家屋等解体撤去費用償還事業補助金2,654万6,000円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、補正額625万円、高齢者への新型コロナウイルスワクチン接種を前倒しで推進するための体制確保を図る事業としまして、1節から12節までにつきましては体制整備を図るための人件費や委託料、17節はワクチン接種用備品190万円を計上しております。

2項清掃費、1目ごみ処理費、補正額151万1,000円、令和3年2月の福島県沖地震により被災を受けました被災家屋から搬出された家電ごみのリサイクル料金としまして、11節、各種手数料を計上しております。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、補正額50万円、農地中間管理機構との契約解除に伴う返戻金として50万円を計上しております。

5目農業施設費、補正額50万円、緊急自然災害防止対策事業に係る横断暗渠改修測量設計業務委託料としまして50万円を計上しております。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、補正額484万2,000円、災害時の緊急避難場所として位置づけをしている「てんえいふるさと公園」に整備予定の防災備蓄倉庫の建設のための地質調査委託料として計上しております。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額120万円、牧本小学校、湯本小学校及び湯本中学校の教員住宅に係る14節、教員住宅エアコン設置工事請負費として計上しております。

次のページをお願いいたします。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、補正額25万円、牧本小学校特別支援教室の黒板の修理費としまして、10節、施設修繕費を計上しております。

2目教育振興費、補正額83万2,000円、GIGAスクール構想事業で使用している各小学校のタブレット用ヘッドホンセット及びタッチペンなどの購入費用を計上しております。

3項中学校費、2目教育振興費、補正額49万8,000円、GIGAスクール構想事業で使います中学校のタブレット用のヘッドホンセット及びタッチペンなどの購入費用として計上

しております。

5項、社会教育費、1目社会教育総務費、補正額35万円、成人式において新成人へ贈呈する記念品代として計上しております。

11款災害復旧費、4項その他公共・公用施設災害復旧費、1目公共施設・公用施設災害復旧費、補正額30万円、福島県沖地震の影響によりまして太多郎地区の防火水槽の蓋が破損したため、その修理費用として工事費30万円を計上しております。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額28万3,000円の減であります。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。

11時まで休みます。

(午前10時47分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時00分)

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第8、議案第5号 令和3年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 32ページをお開きください。

議案第5号 令和3年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和3年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,513万7,000円とする。

令和3年6月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

34ページをお開きください。

事項別明細書によりご説明いたします。

歳入、2款財産収入、2項財産運用収入、1目財産運用収入、補正額75万9,000円、こちらは、企業の新規貸付分譲契約の成立による今年度貸付額の増でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額75万9,000円、12節の委託料は、進出企業の建設予定地に係る地質調査を実施するための経費281万円を計上いたしました。14節工事請負費については、当該敷地への進入路の設置工事を行うもので365万6,000円を計上しております。27節繰出金につきましては、一般会計に対する繰出金を570万7,000円減額しております。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

- 議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎陳情審査報告

- 議長（服部 晃君） 日程第9、陳情審査報告を議題といたします。

陳情については、本定例会初日に総務常任委員会に付託となっていました事件2件について、総務常任委員会委員長からの審査の結果を求めます。

総務常任委員会委員長、渡部勉君。

[総務常任委員会委員長 渡部 勉君登壇]

- 総務常任委員会委員長（渡部 勉君） 令和3年6月10日、天栄村議会議長、服部晃殿。
陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

記。

受理番号、3。付託年月日、令和3年6月8日。件名、保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書提出の陳情について。審査結果、採択。委員会の意見、保育施設では、コロナ禍にあっても感染防止対策をしながら、子どもの命と健康を守り、発達を保障する保育が行われており、保育士等の精神的・肉体的な負担は大きく、保育士不足に拍車をかけている。これらを改善し、質を確保した保育の受皿を増やすためには、常勤職員の増員と処遇の改善が急務である。よって、保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を講ずるよう意見書を提出する。措置、地方自治法第99条に基づく意見書提出。

受理番号、4。令和3年6月8日。地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について。審査結果、採択。委員会の意見、新型コロナウイルスの出現により、新たに多くの行政需要が発生し、その対応に巨額の財政出動が行われている状況を憂慮しつつも、2022年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、これらの行政需要を的確に把握するとともに、諸課題解決のため地方一般財源措置の充実・強化を図られるよう意見書を提出する。措置、地方自治法第99条に基づく意見書提出。

以上です。

- 議長（服部 晃君） 報告が終わりましたので、受理番号3、保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための

必要な措置を求める意見書提出の陳情について、総務常任委員会委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

続いて、受理番号4、地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について、総務常任委員会委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎各委員会閉会中の継続審査申出

○議長（服部 晃君） 日程第10、各委員会閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

初めに議会運営委員会委員長、次に総務常任委員会委員長、続いて産業建設常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長の順により申出願います。

議会運営委員会委員長、小山克彦君。

〔議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小山克彦君） 令和3年6月10日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会議会運営委員会委員長、小山克彦。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件 （1）本会議の会期日程等議会運営に関する事項の審議及び決定並びに委員会運営に必要な調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

以上です。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、総務常任委員会委員長からの申出を許します。

総務常任委員会委員長、渡部勉君。

〔総務常任委員会委員長 渡部 勉君登壇〕

○総務常任委員会委員長（渡部 勉君） 令和3年6月10日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会総務常任委員会委員長、渡部勉。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）総務常任委員会所管業務に係る、調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思
います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決
定いたしました。

続いて、産業建設常任委員会委員長からの申出を許します。

産業建設常任委員会委員長、円谷要君。

〔産業建設常任委員会委員長 円谷 要君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（円谷 要君） 令和3年6月10日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、円谷要。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定し
たので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）産業建設常任委員会所管業務に係る、調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

以上です。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと
思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付すること
に決定いたしました。

続いて、議会広報常任委員会委員長からの申出を許します。

議会広報常任委員会委員長、大須賀溪仁君。

〔議会広報常任委員会委員長 大須賀溪仁君登壇〕

○議会広報常任委員会委員長（大須賀溪仁君） 令和3年6月10日、天栄村議会議長、服部晃

殿。

天栄村議会議会広報常任委員会委員長、大須賀溪仁。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件 (1) 議会広報発行のための、取材並びに編集及び調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いを。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

ここで追加議案が3件ございますので、この際、日程に追加し議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し、議題にすることに決定いたしました。

追加日程及び追加議案を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

(午前11時16分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時17分)

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第11、発議案第1号 保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7番、渡部勉君。

[7番 渡部 勉君登壇]

○7番（渡部 勉君） 発議案第1号 保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和3年6月10日。

提出者 天栄村議会議員 渡部 勉

賛成者 天栄村議会議員 廣瀬和吉

賛成者 天栄村議会議員 北畠 正

天栄村議会議長、服部晃殿。

提出理由。

保育施設では、コロナ禍にあっても感染防止対策をしながら子どもの命と健康を守り、発達を保障する保育が行われており、保育士等の精神的・肉体的な負担は大きく、保育士不足に拍車をかけている。

これらを改善し、質を確保した保育の受け皿を増やすためには、常勤職員の増員と処遇の改善が急務である。

よって、保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所等の職員配置基準の改善や処遇向上のための必要な措置を講ずるよう意見書を提出する。

意見書送付先

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣（少子化対策）

衆議院議長

参議院議長

なお、意見書は別紙のとおりでございます。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第12、発議案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7番、渡部勉君。

〔7番 渡部 勉君登壇〕

○7番（渡部 勉君） 発議案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和3年6月10日。

提出者 天栄村議会議員 渡部 勉

賛成者 天栄村議会議員 廣瀬和吉

賛成者 天栄村議会議員 北畠 正

天栄村議会議長、服部晃殿。

提出理由。

新型コロナウイルス感染症の出現により、新たに多くの行政需要が発生し、かつその対応に巨額の財政出動が行われており、2022年度の政府予算と地方財源が確保できるのか懸念されるところである。

今後の地方財源の検討にあたっては、コロナ禍による新たな行政需要を的確に把握すると共に、諸課題の解決のための地方財政の充実・強化が不可欠であることから、地方一般財源

の総額確保とその充実を図るよう意見書を提出する。

意見書送付先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（地方創生担当）

内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

なお、意見書は別紙のとおりでございます。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第13、発議案第3号 トリチウム水の処分方法については、幅広い関係者から丁寧に意見を聴取するとともに新たな風評を助長しないよう風評対策の拡充・強化と併せて示すことを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

9番、大須賀溪仁君。

[9 番 大須賀溪仁君登壇]

○ 9 番（大須賀溪仁君） 発議案第 3 号 トリチウム水の処分方法については、幅広い関係者から丁寧に意見を聴取するとともに新たな風評を助長しないよう風評対策の拡充・強化と併せて示すことを求める意見書の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和 3 年 6 月 10 日。

提出者 天栄村議会議員 大須賀溪仁

賛成者 天栄村議会議員 渡部 勉

賛成者 天栄村議会議員 円谷 要

天栄村議会議長、服部晃殿。

提出理由。

政府は、本年 4 月 13 日に開催した廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議において、東京電力福島第一原子力発電所の構内に保管されている放射性物質トリチウム等を含む処理水について、海洋放出とする方針を正式決定したところであります。

しかしながら、県内では、いまだに農林水産物への風評被害払拭を求められており、特に沿岸漁業ではようやく試験操業を終え、本格操業への段階的な移行に向け準備を進め、今後数年かけて震災前の水揚げ量や流通量の回復を目指そうとしている状況にある。

今回の処理水の処分を進めることで、本県復興の円滑な進捗を阻害する問題の発生や新たな風評を助長するようなことがあってはならない。

このことから、処理水の処分方法については、幅広い関係者から丁寧に意見を聴取すると共に、風評対策の拡充・強化と併せて示すことを求めるため、政府関係機関に対し意見書を提出する。

意見書送付先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

経済産業大臣

復興大臣

原子力規制委員会委員長

意見書は別紙のとおりでございます。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

以上で本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

◎招集者あいさつ

○議長（服部 晃君） ここで招集者である村長から、閉会に当たり、挨拶があります。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 令和3年6月天栄村議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、6月8日から本日までの3日間にわたりまして、令和3年度一般会計補正予算をはじめ、村政当面の重要案件につきまして慎重なご審議を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日成立を見ました各会計補正予算、さらには会期中に賜りました貴重なご意見やご提言を踏まえ、引き続き「自然と共に 人・未来を創造する村 てんえい」の実現に向け、各種

施策に全力で取り組んでまいります。

議員の皆様におかれましては、これからも何かとご多忙のこととは存じますが、くれぐれも健康に留意され、村政に対しなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（服部 晃君） これで招集者挨拶を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（服部 晃君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、令和3年6月天栄村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

(午前11時30分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年 8月24日

議 長 服 部 晃

署 名 議 員 揚 妻 一 男

署 名 議 員 渡 部 勉

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
報告1号	令和2年度天栄村一般会計繰越明許費繰越しの報告について	6月10日	—
2号	令和2年度天栄村国民健康保険特別会計繰越明許費繰越しの報告について	6月10日	—
3号	令和2年度天栄村農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越しの報告について	6月10日	—
議案1号	天栄村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6月10日	原案可決
2号	天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	6月10日	原案可決
3号	工事請負契約の締結について	6月10日	原案可決
4号	令和3年度天栄村一般会計補正予算について	6月10日	原案可決
5号	令和3年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について	6月10日	原案可決

議員提出議案

議案番号	件名	議決月日	結果
発議1号	保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書の提出について	6月10日	原案可決
2号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について	6月10日	原案可決
3号	トリチウム水の処分方法については、幅広い関係者から丁寧に意見を聴取するとともに新たな風評を助長しないよう風評対策の拡充・強化と併せて示すことを求める意見書の提出について	6月10日	原案可決

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
3	令和3年 3月5日	保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書提出の陳情について	福島県福島市渡利字 大豆塚7 さくら保育園気付 福島県保育連絡会 代表者 大宮 勇雄	総 務 常任委員会
4	令和3年 4月23日	地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について	福島県須賀川市塩田池 渋沢121番地 日本労働組合総連合会 福島県連合会須賀川地 区連合会 議長 島田 浩光	総 務 常任委員会

陳 情 審 査 結 果

受理番号	付託年月日	件 名	結 果
3	令和3年 6月8日	保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書提出の陳情について	採 択
4	令和3年 6月8日	地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について	採 択